

# 夏の思い出を等しく 子どもたちにキャンペーン

子どもの貧困に取り組むために  
「子ども支援基金（BAPY）」ご協力のお願い

キャンペーン期間  
2025年8月31日まで

2025年度寄付の目標額  
200万円

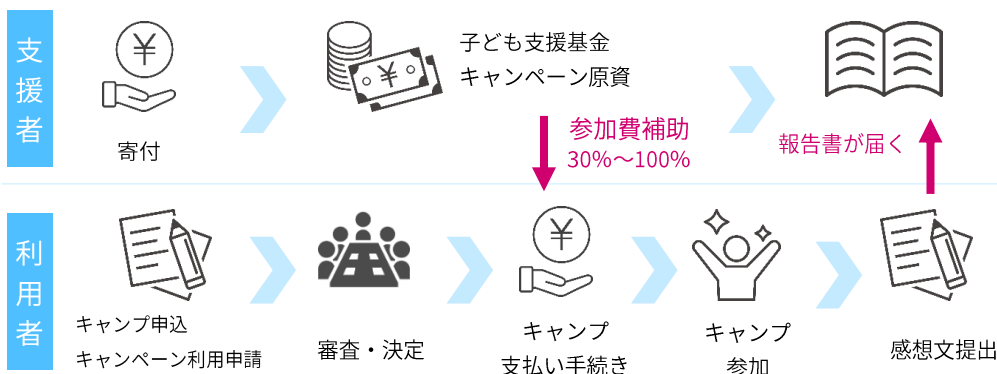
この基金で50名以上の  
子どもがYMCAキャン  
プに参加できます

家庭の経済格差による子どもの貧困は、深刻な社会問題となっています。貧困は、生活環境や健康・教育の格差だけでなく、子ども時代に経験しておくべき様々な体験や出会いなどの格差も生み出します。

YMCAは、子どもたちが自然に触れ合い、仲間と協力しながら様々な体験をすることで「考え工夫する力」「困難に立ち向かう意欲」「生活能力」「他者とともに生きる力」を養うキャンププログラムを行っています。家庭の経済的事情や養育環境によってYMCAのキャンプに参加できない子どもたちにキャンプ体験をしてもらうための寄付金キャンペーンを企画しました。いただいた寄付金を使って、キャンプの参加費を補助します。子どもたちが等しく夏の楽しい思い出を作るため、皆様のご協力をお願いいたします。

※BAPY=Be a Partner of Youth 「子どもたちのパートナーになろう」という意味が込められています

## 支援の流れ



## 支援方法

1口 3,000円/10,000円  
振込または三条本館1階にて受付

[振込先]

郵便振替 01050-7-19132

京都 YMCA 奉仕活動基金

※通信欄に「夏の思い出キャン  
ペーン」とご記入ください。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



YMCAはSDGsの実践を通して  
ポジティブネットのある豊かな社会づくりを目指します

YMCAへの寄付金は、寄付金控除の対象です。詳しくはホームページまたは裏面をご覧ください。



## お問い合わせ先

[寄付について] 会員活動部 honbu@kyotoymca.org

[キャンペーンの利用について] ウェルネスセンター wellness@kyotoymca.org



夏の思い出キャンペーン  
HPご案内



## なぜキャンプが子どもの成長に必要？

サマーキャンプでは、同世代の子どもたちや大学生のユースボランティアリーダーと一緒に、数日に渡る共同生活を送ります。その共同生活では、レクリエーションだけでなく、部屋の掃除・洗濯・料理等のワークもあります。はじめは慣れない作業に子どもたちも戸惑いますが、ワークに取り組んでいるうちに「考え工夫する力」「生活能力」を養い、ユースボランティアリーダーを模範に行動を真似て学習します。家族以外と過ごす時間が「困難に立ち向かう意欲」「他者とともに生きる力」を身につけ、自己肯定感や達成感を高めます。これが、社会に出ていく上で大切な体験となるのです。

## キャンペーンの目的

家庭の経済格差による子どもの貧困は、深刻な社会問題となっています。貧困は、生活環境や健康、教育の格差だけでなく、子ども時代に経験しておくべき様々な体験や出会いなどの格差も生み出します。このキャンペーンでは、ひとり親家庭や経済的な困難を抱える家庭、児童養護施設に入所している子どもたちが体験学習の機会を得られるように、京都YMCAのサマーキャンプに参加してもらうための資金を集めることを目的としています。ご寄付で、申請のあったご家庭の子どもへのキャンプ参加費を補助（30%～100%）します。キャンペーン終了後、基金利用者の子供たちから感想文をいただき、報告書に掲載して寄付いただいた方にお届けします。

## 寄付について 募集期間 ● 2025 年 8 月 31 日まで 目標額 ● 200 万円（50名以上の子どものYMCAキャンプ参加費として）

寄付金額 ● 1口 3,000円／10,000円

振込先 ● 郵便振替 01050-7-19132 京都YMCA奉仕活動基金

※通信欄に「夏の思い出キャンペーン」とご記入ください。また、お名前とご連絡先（住所・電話番号）もご明記ください。

|                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 8人が3,000円を寄付すると | 幼児1人を1泊2日の森のキャンプに招待できます。      |
| 45万円寄付が集まると     | 小学生10人を海や星空を満喫できるキャンプに招待できます。 |

## 寄付金控除について 公益財団法人京都YMCAへの寄付金は、確定申告により寄付金優遇税制が適用されます。

＜個人によるご寄付＞ 個人の寄付は、以下の「所得控除」か「税額控除」のいずれかを選択していただけます。

【寄付金控除（所得控除）】 次の算式で計算した金額が「所得控除」として、所得額から控除されます。

〔寄付金合計額－2,000円〕 ただし、年間所得の40%が上限です。

【寄付金控除（税額控除）】 次の算式で計算した金額が「税額控除」として、所得税額から控除されます。

〔（寄付金合計額－2,000円）×40%〕 控除額は所得税額の25%が限度です。

京都YMCA会員の方からの寄付は、確定申告の際に寄付控除をしていただきやすいよう、領収書をその都度発行せず、1月～12月までの寄付金合計をまとめて翌年1月中旬に領収書を発行しています（年間2,000円以上寄付の方が対象）。  
なお、領収書がその都度必要な方は、会員活動部までお申し出ください。

＜法人によるご寄付＞

公益法人（財団法人・社団法人・認定NPO等）への寄付は、特別損金算入限度額の範囲内（寄付金の合計額と損金算入限度額いずれか少ない金額）での損金算入が認められます。なお、損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄付金の額に含めます。

【損金算入限度額算式】  $(\text{資本金等の金額} \times 1,000 \text{ 分の } 3.75 + \text{所得の金額} \times 100 \text{ 分の } 6.25) \times 0.5$

## お問い合わせ先

【寄付について】 会員活動部 075-231-4388 honbu@kyotoymca.org

【キャンペーンの利用について】 ウェルネスセンター 075-255-4709 wellness@kyotoymca.org